

財団法人名古屋観光コンベンションビューロー賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人名古屋観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)寄附行為第28条第3項の規程に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書(第1号様式)により、理事長に申し込まなければならない。

(賛助会員の区分)

第3条 賛助会員は、正会員及び協賛会員に区分する。

- (1) 正会員は、名古屋地方のコンベンション及び観光の振興に深い関心を有し、当法人の事業活動を積極的に支援する企業及び団体とする。
- (2) 協賛会員は、コンベンション及び観光に関心のある企業、個人及び団体とする。

(会員の特典)

第4条 賛助会員は、ビューロー寄附行為第28条第2項に定めるもののほか、ビューローが主催する各種会合等へ参加及びビューローの発行する情報紙等の配布を受けることができる。

(会費)

第5条 賛助会員は、年会費1口1万円とし、申込み口数に応じた会費を、毎年度5月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後すみやかに納入するものとする。
2 年度の途中において入会した者の年会費の額は、入会が4月から6月のときは全額、7月から12月のときは半額とし、1月から3月のときは無料とする。

(会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受け、若しくは賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会届(第2号様式)を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員が、ビューローの名誉を傷つけ、又は目的に違反したときは、理事現在数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合においては、その賛助会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(部会等の設置)

第10条 ビューローに、賛助会員相互間の情報交換、協力親睦等のため、部会等を設置することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成2年10月16日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. この規程の施行の際、現にこの規定による改正前の財団法人名古屋観光コンベンションビューロー賛助会員規程の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、改正後の財団法人名古屋観光コンベンションビューロー賛助会員規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。